

ご注意ください！

あなたの地域でこんな相談！

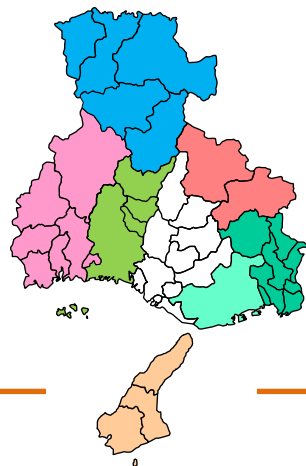
令和2年1月7日発行

令和元年7月から9月に寄せられた相談の中から、3ヶ月間の件数が増加傾向にあるもの、注意が必要と思われるものをピックアップしました。

健康食品 関連

「お試し」のつもりが「定期購入」
健康被害が起きることも！

神戸・阪神地域、中播磨地域、西播磨地域、但馬地域、
丹波地域、淡路地域 (記載していない地域でも同種相談はあります)



「動画投稿サイトの広告で初回 500 円の
ダイエットサプリを申し込んだが、2 回目が届き、
4 回の定期購入（総額約 2 万円）であると分かった。
高額であるため解約したい。」

- 通信販売を利用する際は、広告内容にある商品の特徴や価格だけでなく、最低購入回数や総額、解約・返品条件を確認しましょう。
- 申込時の広告や最終確認画面の保存（スクリーンショットなど）、商品同封の書類の保存をしておく、トラブルの際に役立ちます。

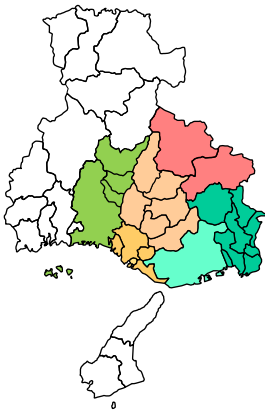
「ネット通販でお試し価格 500 円の整腸サプリメントを申し
込んだが、請求明細に『4 回継続の定期便』と記載があった。
飲むと下痢をしたので解約したいが、電話が繋がらない。」

- 健康食品を摂取して、下痢等の体調不良が生じた場合は、速やかに使用を中止し、最寄りの医療機関に相談しましょう。
- 事業者と、電話、FAX、メールなどでやりとりする場合は、すべての履歴を保存しておきましょう。

サービス提供 関連

「保険金で住宅修理ができる」ってホント？

神戸・阪神地域、
東・北播磨地域、
中播磨地域、
丹波地域



「事業者が訪問し、『火災保険で屋根の修理ができるので、申請の手続きを手伝う。保険金が支払われた場合、40%の手数料が必要』と言われた。」

- 保険金が住宅の修理に使えるか、実際に支払われるかについて、ご自身が加入している損害保険会社や代理店に保険契約の内容を確認しましょう。
- その場ですぐに契約せず、修理の必要性や、代行業者との契約内容を慎重に検討しましょう。
- 建物の経年劣化は火災保険の補償対象にはなりません。

お試し期間に利用しただけで 毎月の料金が引き落とされる！

「7日間お試し価格 500 円で、『パソコン操作について質問ができる』サイトがあり、クレジット決済した。その後、会費約 4,000 円が毎月引き落とされており、解約方法が分からない。」

- インターネットで提供されるサービスでは、毎月定額の料金がかかる場合があります。
- 申し込む際は契約内容や解約条件など、記載内容を十分に確認しましょう。
- 心当たりのない請求がないか、普段からクレジットカードの利用明細をこまめにチェックしましょう。



アナウンスに従って操作すると
最寄りの消費生活センターへ繋がります

兵庫県立消費生活総合センター 相談調査課
〒650-0046 神戸市中央区港島中町4-2
TEL: 078-303-0999